

意見書案第 3 号

「安全保障法」廃止に関わる意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 27 年(2015 年)10 月 15 日

提出者	山内	善男
賛成者	辻	真理子
賛成者	山田	多津子

「安全保障法」廃止に関わる意見書

平成 27 年 9 月 19 日、安全保障関連 2 法案が可決され、成立しました。この法律は、歴代の自由民主党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料を補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などが盛り込まれた内容となっており、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが違憲性を述べるなど、憲法違反の法律であることが明らかです。

また、国会審議の中で自衛隊の内部文書が明らかになり「軍事間の調整所の設置」や「南スーダンの PKO 活動での駆けつけ警護の実施」など国会にも国民にも示されないまま、安全保障関連法の成立を前提とした詳細な部隊運用計画が作成されていたことは、極めて重大な事態です。

この法案に対し、戦争体験者や全国各地の大学人からは、反対声明やアピールが相次ぎ発表されました。さらに、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性たちからも「勝手に決めるな」「人を殺し殺させない」と声上がるなど、地域や世代を超えて反対運動が展開されました。

また、法律が成立したことを受け実施した世論調査では、法律が成立してもなお反対が過半数を占め、「国会の議論が尽くされていない」、「国民の理解を得ようとする努力を十分にできなかった」は 70%を超える数値になっています。

憲法第 98 条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第 99 条で大臣、国

会議員などの憲法尊重擁護義務を課していることから、憲法違反の戦争につながる安全保障関連
2法は廃止すべきです。

記

- 1 安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)は廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年(2015年)10月15日

彦根市議会

内閣総理大臣 殿